

育者は、これまでどおりです。

①母が監護する児童の父から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品など、その金額の八〇割（一円未満四捨五入）が所得として取り扱われることとなります。

②これまで、収入から控除していた寡婦控除、寡婦特別加算は控除しないこととなります。請求者（母または、養育者を問わず）が特別障害者控除を受けている場合の控除額が三十五万から四十万円に引き上げられます。

特例児童扶養資金で無利子の貸し付けを

児童扶養手当の見直しに伴い、生活への影響を緩和する観点から現在、児童扶養手当を受給している方で今回の改正で手当額が減額になった方を対象に、母子福祉資金貸付金の新たな貸付金（特例児童扶養資金）を設け、無利子の貸し付けを行なうことにしています。この貸し付けは、貸し付けの申請をするときに保証人が必要ですが、保証人を見つけることが困難な場合は、特例的に貸し付け額を

累積額が五万円に達するまで保証人を猶予することができるよう配慮します。

実施時期は8月から 現況届などには留意

今回の改正は、本年八月から実施されます。手当ての実際の支払いは、八月から十一月分までの四ヶ月分をまとめて十二月に行なわれますので、新しい制度による手当の支給は、十二月支払い分からになります。今回改正に伴って、毎年の現況届など記載事項も変わることになります。

キッズ・サポーターを募集！

村教育委員会では、完全学校週五日制に伴い、子どもたちの体験活動を充実し、心豊かで明るくたくましい普代つ子を育てようと「伸び伸び地球人（普代つ子）育成プラン」を策定。ワクワク・ホリデー事業ホビー&スポーツクラブと銘打って、囲碁や将棋、パソコン、スポーツなどにチャレンジする事業を開



設しています。同事業で、子どもたちのお世話をしてくださる指導者「キッズ・サポーター」を募集しています。

詳しくは、村教育委員会社会教育係（☎011-2711内線176）までお問い合わせください。

乳幼児医療費助成が10月に改正されます

◆改正案の概要…

平成14年10月1日から、対象年齢を入院は「就学前まで」、外来は歯科が「4歳児まで」として拡大を図り、併せて一部負担金の改正（表一）を行ないます。

区分	受給者	一部負担
改正前 (14年9月30日まで)	外来 3歳児まで	外来 2歳～3歳 1医療機関月500円
	入院 3歳児まで	入院 2歳～3歳 1医療機関月500円
改正後 (14年10月1日から)	外来 3歳児まで (歯科は4歳児まで)	外来 2歳～4歳 1医療機関月500円
	入院 就学前まで	入院 2歳～就学前 1日500円(月5日まで)

※ 満4歳に達した幼児のいる方は「乳幼児医療費受給者証」の交付申請をしてください。詳しくは、役場保健福祉課（☎35-2114内線145）へお問い合わせください。

岩手県では、乳幼児医療費助成事業の拡大改正を行います。それに伴い、村でも拡大改正されます。改正案の概要は左表のとおりです。

金子恵理ちゃん情報 まち続けています！

一九九七年六月二十九日、当時六歳だった金子恵理ちゃん（黒崎）が行方不明になってから間もなく丸五年がたつのを受け、二十六日、久慈署（及川正文署長）の高橋和信次長ら同署から七人、村地域安全指導隊員五人の計十二人が三班に分かれて、村中心部の商店に恵理ちゃんの失踪当時の写真と、恵理ちゃんの現在の想像した似顔絵を載せたチラシ



シ三百枚を配り情報提供を呼び掛けました（写真）。失踪当時の恵理ちゃんは、身長約一一五センチ、体重が約二四キログラム。言葉が少し不自由で、左腕より右腕がやや太い特徴があり、自宅近くの沢で遊んでいたが、家族が夕方に声を聞いたのを最後に行方が分からなくなっています。心当たりの方は、最寄の警察署、交番、駐在所または、下記まで、ご連絡ください。連絡先：岩手県久慈警察署（☎01194-5310110）まで。